

令和3年第5回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和3年5月10日(月) 午後1時30分

2 閉会 令和3年5月10日(月) 午後3時1分

3 場所 総合福祉センター 3階大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 渡邊 豊	2番 定井 正雄(会長)
3番 林 眞理(農政担当)	4番 國府 直幸
5番 若林 勤	6番 小原 弘
7番 小西 忍	8番 河田 直樹
9番 阿部 英志	10番 渡邊 則文
11番 能登谷 和正(会長代理)	12番 仮谷 昌典
13番 中田 省吾	14番 犬飼 正己
15番 秋山 陽太郎(農地担当)	

5 出席した農地利用最適化推進委員

石尾 弘	茅原 弘和	竹田 英雄	前田 操	守安 淳市
山田 隆正	池上 次男	小西 安彦	竹内 功次	長代 悦和
東 茂	大月 泉	黒瀬 昭夫	高上 忠義	友野 伸樹
藤井 久美				

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 赤星 敬太 次長 山室 浩二 主査 萬成 教雄 主事 新谷 紗季子

7 議事録署名委員

7番委員 8番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第17号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第18号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第19号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第20号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について

議案第21号 農用地利用集積計画について

議案第22号 農業振興地域整備計画の変更等について

報告第12号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第13号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第14号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第15号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(主事)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

皆さんご大変苦勞様でございます。5月に入り非常に暑くなってきております。農繁期に向けて、或いは田植に向けての準備、草刈り或いは耕うんというような事で大変忙しくなってきておりますけれど、体には十分注意していただきたいと思っております。またあのう、どうですかね、コロナの事で

収束どころか昨日も151人、岡山県で。そして総社が4人というふうな事で収束の兆しが見えない。皆さん方が報道機関を見られてどういうふうに感じられるのかなっていうふうに、まあ総理が言う事が悪いのか、みんながどう言うんか、感染を受ける事をしていくのがどうなんじゃろうかなあ。っていう、ちょっと不思議でかなわない。きつい言葉で言やあ、きつ過ぎるのか、あるいは緩やかな事を言やあ緩いから駄目なんじゃってというような事で、まあ要は自分たちで自分の体を感染から防ぐ方法をとっていただかなくてはならないと思ってます。中国のように強制的にやっしまえばそれが日本に向いとんかという事になるんで、色んな事に留意していただきたいと思います。

それでは、只今より令和3年第5回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が15名。欠席はゼロです。そして農地利用最適化推進委員が7名出席しております。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

【日程第1 議事録署名委員の指名】

(会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、9番委員、10番委員を指名いたします。

【日程第2 会期の決定】

(会長)

次に、日程第2 会期の決定を行います。

本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

【日程第3 付議事件】

(会長)

次に日程第3 付議事件の審議に入ります。それでは、農地担当の秋山委員、審議をよろしくお願いいたします。

【議案第23号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当)

皆さん、ご苦労様です。それではまず、付議事件の審議に入ります前に議案書の訂正をお願いします。事務局お願いします。

(主査)

すみません。議案書の訂正をお願いいたします。2ページ目になるんですけども、2ページ目の番号3番。こちらの一番右の方、耕作面積と家族数があるんですけど、ゼロとなっていますが、これ2の誤りでございますので、ご訂正をお願いいたします。

(農地担当)

只今ありましたが、2ページ目の3番、東阿曾の件につきまして、家族数ゼロの所を2に訂正をお願いします。それでは、付議事件の審議に入ります。議案第23号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第23号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号1番】

(農地担当)

それでは2ページ1番、黒尾の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(3番委員)

本件の土地につきましては、地元としては特段問題は無いと聞いております。詳しくは地元推進委員の石尾さんの方からお願いしたいと思います。

(農地担当)

それでは石尾推進委員、お願いいたします。

(石尾委員)

今回の物件について、農地法第3条申請に伴う調査項目で周辺地域との関係を調査しましたが、各項目について、周辺地域へ支障を及ぼすような事はありません。また、当該農地の利用見込みですが、当該農地については水稻を作る予定であります。また、農薬の使用方法については地域の防除基準に準じます。委員の人の意見ですが、譲受人の●●●●氏は、当地で30年以上農業に従事し近隣の状況はよく分かっています。農機具については、トラクター、コンバイン等最低一式は所有しています。従事日数は●●氏200日、妻100日となっています。また、該当物件は住所地より歩いて2分と便利であります。以上の事から問題無きものと思われまますので、審議の程お願いいたします。

(農地担当)

この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。1番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、1番は許可されました。

【受付番号2番】

(農地担当)

続きまして2番、窪木の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(4番委員)

本件の申請地は、●●●●●●●●●●●●●●の西の市道を100メートル程南へ行った所が●●●●

●●●の畑です。さらに東へ100メートル程行った所が●●●●●の田です。あと詳しい事は前田委員からお願いします。

(農地担当)

それでは前田委員，お願いいたします。

(前田委員)

農地法第3条の規定による許可申請書によりまして確認をとらせてもらいましたので報告します。農地等の利用状況につきましては，まあ本人は71歳の方で専業農家で自作地約5反，借入地4反という事で耕作されております。作付け作物でございますが，水稻7.6アール畑が2.8アールとなっております。機械等の所有状況であります，トラクター，コンバイン，田植機等の農業に必要なものは全て保有されております。農作業に従事する者の数等の状況ですが，作業に従事している人数は2名で本人と奥さんです。住所地からの平均距離又は時間ですが，住所地から約170メートル，時間的にも約3分の場所です。耕作等の事業に必要な農作業への従事状況ですが，農業従事者は本人200日，奥さんが150日になっております。それから，周辺地域との関係であります，特に営農上支障をきたすことはありません。また，取得後の利用見込みですが，水田及び畑で利用する予定であります。農業委員等の見解ですが，ご本人は前に農業委員もされており，地域での慣習，防除等に従っておりますので，何も問題無いと考えております。どうぞご審議の程よろしく申し上げます。

(農地担当)

この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。

2番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め，2番は許可されました。

【受付番号2番】

(農地担当)

続きまして3番，東阿曾の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(3番委員)

本件の土地につきましては，地元としては特段問題は無いと聞いております。詳しくは地元推進委員の武田さんの方からお願いしたいと思います。

(農地担当)

それでは武田推進委員，お願いいたします。

(石尾委員)

本件は譲渡人が●●●●さん，高齢のため3年程前から耕作をやっていないという事で，本家新屋の関係になるんですけど，●●さん，この方が新屋になるんですが買うという事になりました。●●さんは，●●●●で団地の中に今住んでますが，実家が東阿曾で現地から南へ50メートル程の所に実家があって，農機具も全部揃っているのを確認しました。あと，地域の調和要件ですが，地元で確認した範囲では支障が無いという事です。将来的な農地の利用見込みは畑として使いたいという事であります。特に問題無いものと思いますので，よろしく申し上げます。

(農地担当)

この件につきまして，何かご質疑，ご意見等ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。

3番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め，3番は許可されました。

【受付番号83番】

(農地担当)

続きまして83番，岡谷の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(9番委員)

場所ですけど、●●●●●を岡山へ向かって●●●●●を過ぎて2つ目の信号ですか、右へ入る。まあ旧道なんですけど、そこに入ると●●●●●がありますけど、その先すぐですね。100メートルならんくらいの所を右へ山へ向かって入るんですけど、その200メートルぐらい入った所。まあ、4、5件家が並んでちょっと切れとる端へ田があります。それと渡し人の方ですけど、以前3、4年程前ですか、農業委員もされておって、農業には非常に関心のある方なんですけど、ちょっと体調がおかしくなしまして、まあ今リハビリをとする状況です。で、そういう事で決断したと言いますか、こういう状態にしたという事でございます。あとは地元推進委員の友野さんをお願いしたいと思えます。

(農地担当)

それでは友野推進委員、お願いいたします。

(友野委員)

83番の案件についてご説明いたします。この案件は、受け人の自宅南側にある野菜が植え付けられ管理されている農地でございます。先程9番委員からお話がありましたように、渡し人が健康上の理由によりこの度売却の話があったものでございます。受人の状況は、夫婦が主に水稻、受け人の母親が桃、野菜を栽培しています。トラクター等の農機具は、一式所有されております。許可申請書チェックシートより、周辺地域との関係の調査項目に照らし合わせてみて、地元としては何ら問題無いと考えております。ご審議の程よろしくお願いいたします。

(農地担当)

この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。

83番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、83番は許可されました。

以上で議案第23号の審議は全て終了いたしました。

【議案第24号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(前田委員)

転用申請地の周辺の状況でございますが、先程申された通りでございます、東が水路、道路ですね。西が水路、南が●●●の●●と。北側が道路というふうな状況です。営農条件への支障について具体的に、用水につきましては既存の水路、また付け替え水路を設けるため支障は無いと思います。まあ一部隣接に田んぼが残っております。排水につきましては、申請地への雨水は擁壁内側に排水路及び沈殿柵を設け調整池に集水後既存排水路に接続。申請地の土砂は沈殿柵に流入するようにしまして、隣接地及び水路へ直接流入しないようにします。生活雑排水につきましては合併処理槽に接続し、直接既存の排水路に流入しないように留意しますという事です。それから日照・通風でございますが、東西に農地がありますが、計画地に緩衝帯を5メートル以上設けて、建築物は農地から10メートル以上離れた位置に建築し、東西の農地の日照・通風に支障が極力ないように留意します。土砂の流出等でございますが、申請地と隣接地の境界部分にはコンクリート擁壁を設置し、盛土の崩壊により隣接地へ土砂が流出しないよう留意します。総合判断としましては、特に問題は無いと判断しました。

以上です。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある農地という事で、1種農地と判断しています。例外許可規定の地域整備法の定めるところに従って設置される施設に該当します。

(農地担当)

この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(3番委員)

ちよとよろしいですか。

(農地担当)

はい。

(3番委員)

4-1の略図を見て尋ねるんですけども、この黒い縁どったところの何箇所かになるんですけども、空いている所っていうのは、これは用途は何。道ですか、用水ですか。

(農地担当)

事務局お願いいたします。

(主査)

すいません、説明いたします。4-1の裏側の方ですが、間に北から1本道が入って、●●●●を跨いで2本出たような格好になっているのが畦道となっております。で、これは転用の後には整地されてという事になると思います。で、農業用としてはこの中はもう転用になりますので問題な

いと思います。

以上でございます。

(3番委員)

はい、分かりました。

(15番委員)

すいません。今の質問に付随しまして、用途廃止が出てくるようになるんですかね。

(事務局長)

ちょっとそれ確認せんといけんな。

(15番委員)

で、それ出てくると思うんですけど、出てきた時ってこれってその、隣地が恐らく残りの農地って●●●●。その場合って、用途廃止って向こうにも打診するんです？また教えてください。

(事務局長)

分かりました。

(農地担当)

他にご質問等、ございませんでしょうか。

(3番委員)

もう1点すいません。あのう、この計画っていうのは最終的な完成なりへ。あのう、状況っていうのはどういう形の計画になるんですか。

(事務局長)

すいません。事務局からですが、えっと●●●●、まあ●●●●の何とかかんとかっていう正式名称、通称●●●●に基づく事業ですので、令和5年の3月までに稼働を終えて一定の成果を、という条件なんです。で、それが当初の計画で当初の計画でこれ採択されたものなんですけども、現在実は●●●●はその後期間を延長されたように聞いていますので、ちょっとそこも含めて確認をさせていただきますが、当初の計画では令和5年の3月の時点でもう稼働が始まっているという状況でございます。想定しているのは。それに向かってこれから急ピッチで進んでいくような状況。で今ちょっと私共が聞いているのは、●●●●の●●●●の方でやはり雨水の処理とかはちょっと気がかりだという事で、地元の方との協議を色々している中で、まあ概ね解決の方向で話が進んでいるという事は聞いております。

以上です。

(3番委員)

はい。分かりました。

(農地担当)

他によろしいでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それではこの案件ですが、採決を採ります前にまず県への諮問が面積要件、非常に大きい面積になりますので、諮問会議に付すようになります。ですので、この後この案件につきまして総社市農業委員会として採決しますが、その採決の結果は県の諮問会議に付しまして許可意見の答申を受けた後に、総社市農業委員会としての結果を出すようになりますのでご了承お願いいたします。

それでは採決をいたします。1番長良の件、これを許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、1番は許可されました。

【受付番号3番】

(農地担当)

続きまして9ページの一番下でございます。3番、南溝手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(8番委員)

現況は畑地でございます。東が駐車場及びハウス。西が道路、南が道路、北が田んぼです。特に問題は無いと思います。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員)

本件の申請地は●●●●●●●●●●より200メートル程西です。●●●●●より100メートル程北にあります。用水は、残りは畑であり用水は不要と思われれます。排水につきましては、申請地の土砂、雨水は沈殿柵に流入するようにし、隣接地及び水路に流入しないようにします。生活雑排水については、合併浄化槽に接続し、直接既存の排水路に流入しないようにします。日照・通風につきましては、予定建築物は木造二階建てで全高6メートル程度です。東、北側の農地の日照・通風に支障が無いよう留意します。土砂流出等につきましては、申請地と隣接地の境界部分にはブロック擁壁を設置し、盛土部分の崩壊により隣接地へ土砂が流入しないよう留意します。総合判断としまして、隣接地に影響は無いものと思われれます。どうぞご審議ください。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(次長)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

3番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、3番は許可されました。

【受付番号4番】

(農地担当)

続きまして4番、長良の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(8番委員)

現況は耕作されていない更地の状態です。東が畑及び雑種地路、西が宅地、南が道路、北が道路及び宅地です。特に問題無いと考えます。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員)

本件の申請地は、北を●●●●●、南を●●●●●を道路に挟まれた所です。詳しくは前田委員の方からお願いします。

(農地担当)

それでは前田推進委員、お願いいたします。

(前田委員)

現況はですね、先程申し上げた通りですね。東が雑種地。これは畑、現状何も植えていない状況です。西は宅地。南が●●●●●の道路、北が●●●●●の道路という事です。用水につきましては、隣接地に水田は無く問題は無いと思います。排水につきましては、申請地は舗装しないために雨水を地下に浸透します。生活雑排水につきましては、露天駐車場につき出ません。それから日照・通風ですが、露天駐車場につき建物、施設はありません。東側に隣接農地がありますが、東側境界から3メートル以上離れた場所に車を止めるようにし、日照・通風に影響の無いようにします。土砂の流出ですが、申請地には盛土はせずに現状のままで表面に砂利を敷いて使用します。よって土砂の流出はありません。総合判断としまして、特に問題無いと思います。よろしくご審議の程お願いします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(次長)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(6番委員)

すいません。こういう1反半くらいの土地にこういう露天駐車場ちゅうのは、許可の要件何も無くても申請したら下りる訳ですか。

(農地担当)

事務局お願いします。

(次長)

この農地だけを購入するという訳ではなくてですね、その隣、同じく●●●●●さんの雑種地が2筆あるんですけど、こちらを購入してですねその敷地拡張という事で農地が必要という事で申請をいただいておりますので、許可要件には該当するということで判断しております。

(6番委員)

はい、分かりました。

(農地担当)

他にご質問等ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

4番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、4番は許可されました。

【受付番号5番】

(農地担当)

続きまして5番、福井の件でございますが、続く6番同じく福井、これと同一農地内での関連案件でございますので

現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

転用申請地の周辺の状況ですが、東に宅地、西に道路、南に墓地、北は道路。こちらも管理されている農地でございます。転用した場合の周辺農地への影響は、無いものと思われま

す。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(2番委員)

先般3月25日に大月委員と現場の確認に行きました。現場については、転用しても近隣に与える影響は無いと思います。詳しくは大月委員の方からお願いいたします。

(農地担当)

それでは、大月委員をお願いいたします。

(大月委員)

先程2番委員からもありましたように、3月25日に現地調査を行いまして、7-127に図面があると思いますので、それを見ていただけたら分かるんですが、ちょっと東西南北が歪な所にあります。ここを、今農地なんですけど、更地の農地のようになっております。それを自社の資材置場として使用したいという事で申請が出ております。東側は自社の事務所、それから西は180号線から入る通路が、幅約1メートルぐらいの道がついております。南はまた墓地に入る事務所の東、えっと南東ですか。にあの墓地がありまして、そこに入る道が約幅50センチぐらいの道がついております。それから北側がまた駐車、事務所のコンクリート壁になっております。用水は、申

請地はそのまま使用しますので地下に浸透していくと思います。それから排水は西側ですかね、これでしたら。西側にも細い道がついとんですが、その奥に排水路がありまして、そちらへ出るようになっています。それから日照・通風なんですが、これは今まで通り使用するので支障は無いと思います。それから土砂の流出等なんですが、南側の墓地に入る道の所が更地になっておりますので、そこは行く行くは境を作るという事で、申請が出ております。そういう事で現地調査を行いました。使用目的には支障が無いと思いますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

以上です。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(次長)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

127番、を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、127番は許可されました。

【受付番号128番】

(農地担当)

続きまして128番、小寺の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

転用申請地の周辺の状況ですが、東に道路、西に宅地、南に宅地、北は道路。●●●●●の畑は少々荒れておりました。●●●●●の水田は管理されております。転用した場合の周辺農地への影響は、無いものと思われまます。

以上です。

(15番委員)

それでは地元委員からの説明をいたします。今回申請の当該農地でございますが、小寺の消防署の真東に当たる農地でございます。まあこの一角で言いますと、大きい道と消防署、また南の宅地、北は農道を挟んで山林、墓地等に囲まれておまして、まあ残った農地という形でございます。只今現地調査の報告にもございましたように、2筆とも作付け自体はされておられません。まあ管理だけ続けていただいているという感じでございます。今回資材置場としての申請でございますが、只今申し上げましたように営農利用されているような状況でもございませぬので、特に問題無いものと考えております。また、隣接する宅地、まあ西側に消防署なんですけど、南側の宅地、この宅地も転用後一体利用されるようでございます。従いまして、周辺への営農上問題無いものと考えておりますので、地元としては問題無いと捉えております。よろしくご検討の方をお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(次長)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にある概ね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませぬでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

128番、を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、128番は許可されました。

【受付番号129番】

(農地担当)

続きまして129番、楨谷の件でございますが、9ページの130番同じく楨谷の使用貸借、これと関連ございますので、一括審議とさせていただきます。それでは、129番それから130番、これらの件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

転用申請地の周辺の状況ですが、東に宅地、西に宅地、南に畑、北は道路です。●●●●●は倉庫が建っておりました。他は管理されている農地でございます。転用した場合の周辺農地への影響は、無いと思われまます。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(13番委員)

両親と5人家族で住まれていたんですけど狭くなったという事で、その裏に●●●●●番に親の名義の畑があるんですが、そこへ平屋の農家住宅を建てるという事でございまして、それでそこに建てた場合、●●●●●に入れないんですね。●●●番の畑を回らないといけないわけで、それは進入路として使う訳で、そこに木造の農業用倉庫をまあ建てられとったんで、それも違反転用なるんでまあ始末書ももらっとるという事で。それから、こっちの進入口、まああの●●●●●番へまあそこへあの宅地、家を建てるわけですから●●●●●はまあ将来露天駐車場ですか。車をいうことですから。被害防除計画ですけど、転用地からの土砂の流出、排出についてですけど、申請地の周囲は宅地と道路であり申請地は盛土はせず、土を均す程度に造成します。よって周囲への土砂の流出はありません。それから雨水排水と生活雑排水について、雨水排水は宅地内の集水桝に集水するようにし、そこから既存の排水路に接続します。生活雑排水は合併浄化槽に接続し、直接既存の排水路に流入しないようにします。近傍農地の日照・通風につきまして、予定建築物は木造平屋建て、全高6.3メートル程度の建物です。隣接地に農地はありませんが、周辺土地の日照・通風に影響の無いよう留意します。その他について、影響は無いという事です。どうかよろしく申し上げます。

以上です。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(次長)

先程の報告にもありましたように、●●●●●には既に倉庫が建っているという事で、申請人の方から始末書が提出されています。農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

129番及び130番、これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号126番】

(農地担当)

続きまして9ページの126番、井手の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

転用申請地の周辺の状況ですが、東に道路、西に田んぼ、南に宅地、北は水路です。こちらも管理されている農地でございます。転用した場合の周辺農地への影響は、無いと思われま

(次長)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

131番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、131番は許可されました。

以上で議案第19号の審議は全て終了いたしました。

【議案第20号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について】

(農地担当)

続きまして議案第20号、総社市所有公共用財産の用途廃止申請について、を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

(次長)

【議案第20号 総社市所有公共財産の用途廃止申請に伴う意見について朗読】

【受付番号 9 番】

(農地担当)

公共用財産の用途廃止申請でございますが、公衆用道路の用途廃止につきまして、地元委員の調査の報告をいたします。

(15 番委員)

今回の用途廃止申請の公衆用道路なのですが、門田地内の住宅地の中にあります天満屋リブ総社店から旧道沿いに南東へ100メートル程行った所がありますが、もう周辺の宅地と一体利用されておりまして、どこが道かよく分かりません。という状況でございます。また、近年の開発等も進みまして、周辺には農地は一切残っていない事もありまして、農道等の要は営農に関わる公共のものとして全く使われておりません。今回用途廃止されたとしても周辺営農上に全く問題はないと地元としては考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

(農地担当)

この件につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

なければ今回の用途廃止申請でございますが、用途廃止したとしても周辺営農上問題無しと回答してよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

それでは周辺営農上問題無しと回答させていただきます。

【議案第 21 号 農用地利用集積計画について】

(農地担当)

次に議案第21号、別紙になります。農用地利用集積計画について、を議題にするんですが、要は4月の流動化でございますので、いっぱい退席してもらおうようになると思います。では事務局よりその退席していただく委員さんの名前をお願いいたします。

(次長)

事務局の方で確認した委員さんですけれども、林委員さん、それから小西忍委員さん、阿部委員さん、渡邊則文委員さん、秋山委員さん、それから茅原委員さん、山田委員さん、池上委員さん、東委員さん、それから黒江委員さん。以上が事務局で確認した方ですけれども、もし見落としございましたら、すみませんけれども該当委員さんは退席をお願いしたいと思います。

(農地担当)

只今事務局からありましたように、私も退席になりますので、この議案に関しましての進行を11番委員の方をお願いいたします。

【14:31 該当委員退席】

(11番委員)

それでは関係する方退席をされましたので、私の方で進めさせていただきます。それでは、まず事務局から説明をお願いいたします。

(次長)

【議案第21号 農用地利用集積計画について朗読】

農用地利用集積計画という事で、総社市長から意見を求められています。今回の計画ですが、資料の1ページ目に地目別面積と作物別面積、それから設定期間が集計されておりますのでご覧ください。それから81ページの次からは、また1ページになっているんですけれども、ここからは農地中間管理機構との賃借がこちらの計画となっております。

以上です。

(11番委員)

この件について審議したいと思いますが、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。で、先程訂正がありましたので、面積、それから56ページの636番ですかね。これが取下げられておりますので、これは対象外という事になります。

(委員)

なし。

(11番委員)

なしという事で、承認とさせていただきます。では入室をお願いします。

【14：36 該当委員入室】

【議案第22号 農業振興地域整備計画の変更等について】

(農地担当)

では、次に議案第22号、農業振興地域整備計画の変更等について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(次長)

【議案第22号 農業振興地域整備計画の変更について朗読】

令和2年下期分の農業振興地域の除外について、今回13件意見を求められております。農業振興地域整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、市町村整備計画の推進に必要な農地の流動化と農地の利用関係の調整、集団等、構造政策の推進といった施策が適切に行われるようにすることとなっております。また、同施行規則第4条の4第2項27号の規定により、地域の農業の振興に関する計画に係る農用地等以外に供される土地についても意見を求められております。具体的には、岡山南部灌漑排水事業の受益地に入っている農地で、今回は総社7番、山手4番及び清音2番が該当になります。これにつきましては、区域内の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進を図る観点から支障が無いかご意見をお願いいたします。なお、転用の許可見込みについて、総社市から意見を求められましたが、全て許可見込みありという事で回答しております。

以上です。

(農地担当)

只今事務局の説明がありましたように、今回農振除外の申請が出ております。13ページ、14ページご覧いただきまして、旧総社につきましては7件、旧山手につきましては4件、旧清音につきまして2件の農振除外の申請が出ております。この農振除外の農地につきましては、農林課とともに農業委員の方で現地調査をいたしております。この調査をした結果につきましては、11番委員の方から報告いただければと思います。よろしくをお願いいたします。

(11番委員)

それではご報告をさせていただきます。まあ特に問題になる所は無いかと思うんですが、一つだけですね、14ページの山手の2番ですかね。これがですね、すみません、別紙の地図を見ていただければいいんですが、これがですね、東西南北と言いますか周辺全て農地ではあるんですが、

特に西隣、南、南側ですか。ここに建物が建っておりました。これが公民館ですか、公民館が建っておまして、そのすぐ北隣という位置関係なんですけれども、それ以外は周辺は農地ばかりという所でありましてですね、これがまあ、農振除外で出てきてはおるんですけれども、ちょっとまあその点がちょっと気に掛かるかなというところがございます。それ以外の所は特に気になる所はなくて、まあ目的等からして特に問題はないだろうというふうに考えたところでございます。ただ一つだけ、先程の山手の2番が若干気に掛かったというところがございます。

以上です。

(農地担当)

只今11番委員からもありましたように、山手の2番につきまして、ちょっと気に掛かるという事でございます。今回の申請地、他の所も含めまして問題は無いものとは思いますが、今回のものが転用が進んだが故にその付近の農地に染み出してくるという事が考えられますので、恐らく問題無いものとして今回は原案通り承認となると思われませんが、それを理由にどんどん染み出してくる事へは警戒をしておかなければ、優良農地の部分へどんどん踏み込んでくる可能性がございますので、そこだけは懸念するところとして議事録へも残すようになるかなと思います。只今の11番委員からの報告等も含めまして何かご質問等ありましたらお願いいたします。

(委員)

なし。

(農地担当)

事務局からの話がありましたように、今回は農振除外に関してでございますので、これらそれぞれがもし、転用に至りますればまた転用の申請等も出てくると思えますし、その時には改めて転用申請について審議をしていく形となりますのでお願いいたします。それでは、今回のこの農村振興地域整備計画の変更につきまして、原案通り承認とさせていただいてもよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

それでは、原案通り承認といたします。ただし、農業委員会で今後のことに注視する、染み出し等に懸念がある事は議事に残すようお願いいたします。

【報告第12号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告事項に入ります。

報告第12号、農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

(次長)

【報告第12号 報告書について朗読】

【報告第13号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告第13号、農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

(次長)

【報告第13号 報告書について朗読】

【報告第14号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告第14号、農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

(次長)

【報告第14号 報告書について朗読】

【報告第15号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について】

(農地担当)

次に、報告第15号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、事務局より説明をお願いいたします。

(次長)

【報告第15号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当)

26ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。合意解約及び適用外、利用目的変更でございます。

以上ですが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。

また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が2件、4条関係も2件、5条関係が10件ございました。

また、総社市公共用財産の用途廃止申請に係る意見について、周辺営農上問題無しといたしました。また、農用地利用集積計画について、それから農村振興地域整備計画の変更等について、それぞれ原案どおり承認といたしました。

以上で、日程第3の付議事件の審議は全て終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

【日程第4 その他】

(会長)

ありがとうございました。

次に、日程第4、その他に入ります。

最初に、遊休農地対策特別委員会の委員長から報告を求められていますので、お願いいたします。

(15番委員)

それでは、遊休農地対策特別委員会から令和2年度の農地パトロールの結果につきまして報告を

いたします。結果につきましては、委員皆様のお手元に配布しております。4部資料の方配布しております。

詳細につきましては、事務局よりお願いいたします。

【農地パトロールの結果について事務局説明】

(15番委員)

只今事務局より説明がございましたが、ちょっと補足いたしますが、皆様がお調べいただきましたパトロールの農地のうち、再生不能3番に位置づけられた農地の中から非農地と認定出来得るものを出したものがこの非農地の集計になっております。再生不能の中には農振地域であったり、若しくは利用権等の耕作の設定がされている場合がございます。こういったものを外しまして残ったものが非農地の集計となっています。なお、皆様がお調べいただきましたパトロールの結果を航空写真等を利用して、再度事務局でダブルチェックしていただいております。それを遊休農地特別委員会で区分する形を取っております。詳しくは先程事務局説明にありました通りでございますが、今回のこの件につきまして何かご質問等ありましたらお願いいたします。

(3番委員)

ちょっとよろしいですか。あの、家の方に送られてくる全国農業新聞に記事があったんですけども、再生不能の農地で再生不能の判断を農業委員会がした農地について、非農地処理をすることを迅速に市長の権限でするようにいうような、そういった記事があったんですけども、そういったことは今年の農地パトロールの農地の中に反映されるのでしょうか。昨年農地パトロールで再生不能の判断をしたのがかなりあると思うんですが、そういった再生不能の判断があった農地について、非農地処理をするのかどうか。

(農地担当)

事務局お願いします。

(次長)

非農地という事ですので、農地基本台帳からは落としております。

(3番委員)

じゃあ農地パトロールからは外れるいう事ですか。

(次長)

はい、そうです。

(3番委員)

分かりました。

(農地担当)

付随しますが、今3番委員が仰られた、農業新聞に出ていた今の案件でございますが、大元の方からも話が来ておりますが、まだ最終的にこうなさいというのが県及び市町村までは下りてきていないという状況だと思われま。また、確か同じ日の記事だったと思うんですけども、営農型太陽光の緩和についても言及されておまして、そのことについても本省の方からそうするよという話が出てきておりますし、実際ヒアリングの方もございました。ただ、これもまあデリケートな面もございますし、末端行政や農業委員会にそうなさいと来るのは相当先だなとは思っております。ただ、どちらにしてもそうなると、かなり農業委員会への責任が重くなってくるなというのは思っております。他にこのパトロールの件につきまして何かご質問等ございましたらお願いいたします。

(委員)

なし。

(農地担当)

なければ遊休農地対策特別委員からの報告は以上とさせていただきます。

(会長)

他に委員の方から報告等はありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

ちょっと余興ですけどね、今農業新聞、全国農業新聞、農業新聞の中でも三つぐらいあるのかな。その中の、私も昨日ちょっと新聞読みますと、農機具の事故が非常に多発して、昨年も23名の方が亡くなってるいうところでありまして、農機具事故、まあトラクター、コンバイン等農作業で疲れるとか道路の悪い所があるとか、色んな事がありますけど、まあ安全運転で何はともあれ車も農機具も安全運転でお願いしたいなと思っております。なければ事務局から事務連絡をお願いいたします。

(主任)

【令和2年度互助会会計報告について】

【令和3年度行事予定について】

【農業委員会の活動記録セットの配布について】

【農業委員の手帳の購入について】

【現地調査日時等について】

【総会日時等について】

(会長)

それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理)

皆様お疲れ様でございました。先日3月の新聞でしたか、山陽新聞でちょっと見たんですけども、

総社の新農業会議というのが設立をされたという事で、15番委員もメンバーとしてお入りになっておられるようです。まあこれ10年前にも何か同じ名称だったですか、されて1年後くらいに提言がされておりました、総社市の農業ビジョンというような形で提言されておりました。まあ今回がどのような形で進められていくのかは、まだはっきりしていない所もあるのかなあと思われますけども、まあその内容によっては当然我々農業委員会にも取り組まなければならない、もっと力を入れていかなければならないというようなものも入ってくる可能性があるかなと。まあ10年前のものをみますと、そういったものもありましたので、今回につきましてもまたそういう事が提言されてくるのかなという気もいたまあそれは今後の事ですので分かりませんが、そういう事も市として取り組むという事であれば、当然のことながら、我々も力を入れていく必要があるのではないかなあとしますので、もしそういう事がありましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。本日はお疲れさまでございました。

閉会 午後3時1分